

日本/ユネスコ パートナーシップ事業実施要項

平成19年4月2日
国際統括官決定
(平成21年6月3日改訂)
(平成22年3月1日改訂)
(平成30年2月2日改訂)
(平成31年2月6日改訂)

1 趣旨

日本ユネスコ国内委員会では、知的交流を通じた国際連合教育科学文化機関（以下「ユネスコ」という。）に関する活動の更なる振興に取り組むこととし、ユネスコの理念及び目的の実現に向け、ユネスコ及び国内のユネスコ活動に関係のある機関と協力することとされている。文部科学省では、我が国におけるユネスコ活動の普及・振興のための重要事業を実施することを目的に、本事業を実施する。またこれにより、国内のユネスコ活動に関係のある機関（以下「関係機関等」という。）の活動の強化及び幅広い国民のユネスコ活動への参加の促進、更にはユネスコ活動の普及と理解の促進を図るものとする。

2 事業の内容

ユネスコの事業と関連のある教育、科学、文化及びコミュニケーションの分野から、文部科学省が日本ユネスコ国内委員会の助言に基づいてテーマを設定し、当該テーマについて我が国の知見や経験を活かした事業の実施を委託する。

3 事業の委託先

ユネスコ活動に関する知見と経験を有する団体とする。その他、詳細は別に定める。

4 委託手続

- (1) 委託を受けようとする関係機関等は、企画提案書（様式1）を文部科学省に提出する。
- (2) 文部科学省は、(1)により提出された企画提案書を専門家等により構成される審査委員会に諮り、委託先を決定する。
- (3) 文部科学省は、(2)により決定された委託先が提出する事業計画書（様式2）を基に、委託先と契約条件を調整の上、委託契約を行う。

5 委託期間

原則として契約締結日から同年度の3月20日までの期間とする。ただし、3月20日が、休日、祝祭日に当たる場合はその直前の平日までとする。また、事業の性質上これに寄り難いと国際統括官が認める場合は、同年度の3月末日までの期間とする。この場合、公募要領等で明記するものとする。

6 事業完了の報告

事業の委託を受けた機関等（以下「受託機関」という）は、当該事業が完了したとき（契約を解除した時を含む）は、完了した日から10日以内に、事業完了（廃止）報告書（様式3）並びに支出を証明できる領収書等の写し及び収支簿（原本証明したもの）を提出すること。ただし、委託期間が3月末日までの場合、受託機関は、3月31日までに上述の必要書類を提出すること。

7 帳簿等の保存

受託機関は、経費の収支を明らかにした帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、これらの帳簿及び書類を事業期間終了後翌年度より5年間保管することとする。

8 著作権

事業の実施の過程において受託機関が作成した成果物等の著作権は、原則として、文部科学省に帰属する。

9 委託経費

- (1) 文部科学省は、予算の範囲内で事業に要する経費（人件費、事業費（諸謝金、旅費、消耗品費、通信運搬費、会議費、借損料、雑役務費、消費税相当額）、再委託費、一般管理費）を委託費として支出する。
- (2) 文部科学省は、受託機関が委託要項等に違反したとき、又は事業の遂行が困難であると認めたときは、委託の解除及び経費の全部又は一部について返還を命じることができる。

10 再委託

- (1) 受託機関は、当該事業のうちその内容が第三者に委託することが事業の実施に合理的と認められるものについては、当該事業の一部を再委託することができる。ただし、当該事業の全部を再委託することはできない。
- (2) 受託機関は、事業の一部を再委託しようとする場合は、あらかじめ再委託申請書（様式4）により、文部科学省の承認を得なければならない。
- (3) 受託機関は、再委託を行う場合の事務手続等については、本要項その他の関連規定に準じた取扱いを行うものとする。

1 1 委託契約及び事業計画の変更等

- (1) 受託機関は事業計画書に記載された内容を変更しようとする場合には、事業計画変更承認申請書（様式5）を文部科学省に提出し、その承認を得ること。
- (2) 受託機関は、（1）に該当する場合であっても、事業計画書に記載された所要経費の費目毎に配分された額の変更であって、変更の前後における経費の増減が20%又は5万円のいずれか高い額を越えない場合には、文部科学省の承認を得ることを要しない。
- (3) 受託機関は、委託費に増減が生じる場合及びその他必要と認められる場合は、委託契約変更承認申請書（様式6）を提出するものとし、委託変更契約書のとりかわしをもってその承認とする。

1 2 委託費の額の確定

- (1) 文部科学省は、必要に応じ、上記6により提出された事業完了（廃止）報告書に関して、事業の実施状況及び委託費の執行状況について調査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適切であると認める時は、委託費の額を確定し、受託機関へ通知するものとする。
- (2) 上記（1）の確定額は、業務に要した実支出額と委託契約額のいずれか低い額とする。

1 3 その他

- (1) 文部科学省は受託機関の業務の実施が当該趣旨に反すると認められるときは、必要な是正措置を講ずるよう求める。
- (2) 文部科学省は、事業の実施に当たり、機関の求めに応じて指導・助言を行うとともに、効果的な実施が図られるよう協力する。
- (3) 文部科学省は、必要に応じ、本委託業務の実施状況及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる。
- (4) 受託機関は、委託事業の遂行によって知り得た事項についてはその秘密を保持しなければならない。
- (5) 要項に定める事項の他、事業計画の変更及び事業の廃止等、本事業の実施に必要な事項については別途定める。